

○糸魚川市移住サポーター設置要綱

平成27年 3 月30日告示第86号

改正 平成27年12月 1 日告示第170号
廃止 平成28年 3 月 3 日告示第32号
平成29年 3 月31日告示第55号
平成30年 6 月28日告示第183号
平成31年 3 月29日告示第59号
令和 4 年 3 月31日告示第84号

(設置)

第 1 条 当市の人口減少による地域の活力の低下を防ぐため、地方への移住を希望している者（以下「移住希望者」という。）に対し、当市の紹介及び生活に関する情報の発信、移住希望者からの問合せに対する助言等の支援を行うことにより、当市への移住を促進し、定住人口の増加を図ることを目的とし、糸魚川市移住サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

2 「移住」とは、次の要件を満たした状態をいう。

(1) 生活の拠点を当市に移し、当市に住民登録をすること。

(2) 住民登録の事由が次のいずれにも該当しないこと。

ア 本人又は家族の転勤

イ 修学

ウ 特別養護老人ホーム等への入所

エ 外国人技能実習制度

3 「生活のサポート」とは、移住した者からの生活する上での悩み並びに地域での協働又は交流及び希望する暮らし方に関する問合せに対する相談及び助言をいう。

(サポーターの活動等)

第 3 条 サポーターの活動は、移住の促進及び定住人口の増加を図ることを目的とする活動であって、次に掲げるものとする。

(1) 移住希望者に向けてのソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を活用した当市の紹介及び生活に関する情報発信

(2) 移住希望者からの問合せに対する助言

(3) 移住後の生活のサポート

(4) 当市が主催する移住を促進するためのイベント等への参画又は参加及び協力

2 前項の活動に対する報酬は、無報酬とする。

(サポーターの募集)

第 4 条 サポーターは、公募する。

(サポーターの応募資格及び登録)

第 5 条 サポーターに応募する者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 移住した者の受入れに理解及び意欲を有する者

(2) 市内に住所を有する者

(3) 移住希望者に向けての SNS を活用した情報発信が可能な者

(4) 誠実かつ円滑に本事業に取り組める者

2 前項の規定に該当し、サポーターになろうとする者は、移住サポーター登録申込書

（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、申込書の提出があったときは、審査の上、適否を決定し、適当と認めた者をサポーターとして登録し、移住サポーター登録証（様式第2号）を交付する。

4 サポーターの登録期間は、登録の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

5 市長は、登録したサポーターを市のホームページ等により公表するものとする。ただし、個人の情報の公表を希望しない者については、この限りでない。

（サポーター連絡会議）

第6条 市長は、サポーターの活動を円滑に行うため、必要に応じてサポーター連絡会議を開催し、サポーター相互の情報交換に努めるものとする。

（秘密の保持）

第7条 サポーターは、第3条第1項の活動において知り得た個人の秘密を本人の同意を得ないで他に漏らしてはならない。サポーターを退いた後も同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

前 文（抄）（平成27年12月1日告示第170号）

公布の日から施行する。

前 文（抄）（平成28年3月3日告示第32号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成29年3月31日告示第55号）

平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月28日告示第183号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の糸魚川市移住アドバイザー事業実施要綱第6条の規定により締結した委託契約については、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成31年3月29日告示第59号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第84号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の糸魚川市移住サポーター設置要綱の規定は、この告示の施行の日以後に登

録したサポーターについて適用し、同日前に登録したサポーターについては、なお従前の例による。